様式第2号（第6条関係）

第　　　　号

出雲市障がい者自発的活動支援事業補助金交付決定通知書

　申請者　住所

　団体名

　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

年　　月　　日付けで申請のありました出雲市障がい者自発的活動支援事業補助金につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

　　年　　月　　日

出雲市長　　　　　　　印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助金の名称 | 出雲市障がい者自発的活動支援事業補助金 |
| 補助事業の名称 | | 出雲市障がい者自発的活動支援事業 | |
| 補助対象金額 | | 円 | |
| 交付金額 | | 円 | |
| 補助の条件 | | 1．補助金は、交付の目的以外に使用しないでください。  2．事業の内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。また、事業を中止又は廃止する場合にも、市長の承認を受けてください。  3．事業を完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。  4．経費の収支を明らかにした書類、帳簿及び当該補助事業に関するすべての書類を5年間整備しておいてください。  5．（事業別特記事項）  　　補助金を団体の活動費の一部として使用するため、事業完了前に補助金の全部を概算払いにより交付することができます。 | |

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。